

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月14日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)
【会社名】	セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社
【英訳名】	Secured Capital Japan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 高梨勝也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03(5776)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 菅井毅
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03(5776)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 菅井毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第14期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期
会計期間	自平成21年1月1日 至平成21年3月31日	自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	自平成21年1月1日 至平成21年12月31日
売上高(千円)	982,545	1,361,818	6,248,741
経常利益又は損失() (千円)	194,595	307,556	9,770
四半期(当期)純利益	338,658	82,813	1,097,259
純資産額(千円)	12,092,800	11,613,218	11,157,799
総資産額(千円)	54,021,059	48,686,925	49,511,985
1株当たり純資産額(円)	65,221.84	66,809.96	66,392.29
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	2,787.17	648.44	8,975.10
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額(円)	-	378.95	1,434.97
自己資本比率(%)	14.7	18.3	17.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	50,248	1,338,919	3,633,100
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	71,850	75,581	77,516
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,089,907	246,123	2,731,257
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(千円)	4,278,524	2,731,005	3,894,775
従業員数(人)	107	105	103

- (注) 1. 第13期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、潜在株式調整後の計算結果が純損失となるため、記載しておりません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう、以下同じ)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数（人）	105
---------	-----

（注） その他企業集団外からの出向社員及び臨時従業員は含めておりません。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数（人）	38	[67]
---------	----	------

（注） 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。
2 従業員数の [外書] は、グループ会社への出向者であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、不動産投資顧問事業及び債権投資・管理回収事業を主体とする会社であり、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	前年同四半期比(%)
不動産投資顧問事業(千円)	1,167,880	147.7
債権投資・管理回収事業(千円)	193,937	101.1
合計(千円)	1,361,818	138.6

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
RF2Dマスターリース合同会社	274,879	28.0	262,618	19.3
SCJREP Asia, L.P.	152,065	15.5	175,614	12.9
SCJREP IV Fund, L.P.	122,451	12.5	146,777	10.8

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事実等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日～平成22年3月31日、以下「当四半期」と記載）において、世界経済はギリシャの財政問題等新たな不確定要素も発生していますが、不安定ながらも、各国の財政・金融両面からの強力な政策支援の効果により回復基調をたどり始めています。我が国の経済についても新興諸国の経済拡大を受けた輸出や生産の増大により回復の兆しが見られるようになりました。

不動産に対するグローバルな機関投資家の関心も徐々に高まりつつあります。中国を中心とするアジア新興諸国の不動産に対する人気が高い一方、日本の不動産に対しても、市場規模・流動性、空室率の低位・安定性、イールドスプレッド（キャップレ－トと長期国債金利の差）等から、東京都心地域の優良不動産案件や担保不動産付不良債権の売却案件を中心に需要の回復が見られます。厳しい状況が継続していたノンリコース・ローンの供給も、一部の国内金融機関については再開の動きがでています。

当第1四半期は当社グループは運用資産のパフォーマンス向上及び運用資産の増大を図り、運用ファンドの成長を通じた更なる成長を目指して、下記の重要課題に取り組んでおります。

）第4号オポチュニティ・ファンドのための投資案件発掘及び同ファンドの付随ファンドである不良債権ファンドの募集活動

）アセットマネジメント会社の破綻増加等により事業機会が増大している特定顧客向けアセットマネジメント業務受託の拡大

）投資家のリスク許容度に対応したコアプラス・ファンド等の新規ファンドの立ち上げ

）資本・業務提携先のパシフィック・アライアンス・グループ（「PAG」）との協働体制の推進

当四半期は第4号オポチュニティ・ファンドによる新規取得や不良債権ファンドの第1号案件の取得、また今4月は外資系投資銀行から大型ポートフォリオのアセットマネジメント業務を受託するなど（当社の業績寄与は第2四半期以降）、順調なスタートとなっております。

財務面では、今4月にプットオプション（本社債の所持人の選択にもとづく繰上償還請求権）の行使期限の到来した2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（「アルパイン・ボンド」）の残存額15億円全額につきプットオプションの行使が行われ繰上償還を完了しました。本繰上償還資金には今3月にPAG傘下の投資ファンドに対し行なった転換社債型劣後社債の追加発行（社債総額5億円）及び普通株式の発行（約5億円）による手取額を充当しました。

当四半期連結経営成績につきましては、売上高は1,361百万円、経常利益307百万円、当四半期純利益は82百万円となりました。また、当四半期末における受託資産残高合計は6,716億円（前年度末比1.9%減）となっております。

事業セグメント別の業績は以下の通りであります。

不動産投資顧問事業

本業務分野の売上高は1,167百万円、営業利益は503百万円となりました。また、本業務の当四半期末における受託資産残高は6,324億円（前年度末比1.7%減）となりました。

共同投資収益について、前年同期は一部の運用ファンドに対する当社グループの共同投資に係る減損処理を実施し損失を計上しましたが当四半期は収益が黒字化したこと、また、昨年8月に最終募集を完了した第4号オポチュニティ・ファンドの資産管理報酬、同ファンド及び不良債権ファンドによる新規取得に伴う取得報酬等により、増収を達成し営業利益も黒字化を達成しました（前年同期は33百万円の営業損失）。当四半期末の受託資産残高は既存ファンドの運用資産の売却の進捗により前年度末と比べ減少しておりますが、第2四半期以降第4号オポチュニティ・ファンド及び不良債権ファンドによる新規取得や特定顧客向けアセットマネジメントの新規受託を推進しており今後受託資産残高の増加が見込まれます。

債権投資・管理回収事業

本業務分野における売上高は193百万円、営業利益は70百万円となりました。また、本業務の当四半期末における受託資産残高は392億円（前年度末比4.9%減）となりました。

当四半期も我が国の各金融機関による不良債権の売却は限定的にしか起こっていません。一方、外資系投資銀行等の不良債権投資事業からの撤退に伴う売却案件等に対して新規参入業者を含む一部の海外投資家等による入札競争が続いており、回収が順調に進捗したものの新規取得は低水準にとどまりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

現金および現金同等物の前第1四半期連結会計期間末残高および当第1四半期連結会計期間末残高は、それぞれ4,278百万円、2,731百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な増減要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

前第1四半期連結会計期間においては営業利息の受け取りの一方、売上債権の減少や預り金の減少等により50百万円の収入、また当第1四半期連結会計期間においては主に法人税等の支払いにより1,338百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

前第1四半期連結会計期間においてはその他の関係会社有価証券の売却等により71百万円の収入、当第1四半期連結会計期間においてはその他の関係会社有価証券の取得等により75百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

前第1四半期連結会計期間においては社債の発行による収入等により1,089百万円の収入、当第1四半期連結会計期間においては長短借入金の返済の一方で、社債および株式の発行による収入により246百万円の収入となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	486,000
計	486,000

発行済株式

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年5月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	133,601	133,601	東京証券取引所 市場第一部	(注)2
計	133,601	133,601		

(注)1 提出日現在の発行数には、平成22年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権（平成14年7月25日 臨時株主総会決議）（注）1

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	417 (注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,259 (注)2 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 19,075 (注)3
新株予約権の行使期間	(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,075 (注)3 資本組入額 9,538
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡し、又は質権その他の担保権を設定することはできない
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1 本新株予約権は有償にて発行されており、特に有利な条件による発行(旧商法第280条ノ21)には該当しませんが、株主以外の第三者に対する割当であるため、旧商法第280条ノ27に基づく株主総会の決議を行っております。

2 平成22年3月31日現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数の内訳は以下のとおりです。

	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる株式の数(株)
平成14年7月25日取締役会決議による付与	758.00	758.00
平成14年12月18日取締役会決議による付与	28.00	28.00
平成15年7月3日取締役会決議による付与	228.00	228.00
退職等の理由により消却	107.45	107.45
新株予約権の行使	489.55	489.55
合計	417.00	417.00
株式分割による調整後の合計	-	11,259.00

なお、上記「株式分割による調整後の合計」の数は、平成15年10月1日、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で実施した株式分割の結果調整されたものです(下記、「(注)3」参照)。

3 当社は、平成15年10月1日、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で1株を3株に株式分割いたしました。これにより、下記調整条項に従い、新株予約権の目的となる株式の数、権利行使価額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

記

(1) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

(2) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4 本新株予約権の権利行使期間は以下のとおりです。

	権利行使期間
平成14年7月25日取締役会決議による付与	平成14年8月15日から平成24年8月14日まで
平成14年12月18日取締役会決議による付与	平成15年1月22日から平成25年1月21日まで
平成15年7月3日取締役会決議による付与	平成15年7月23日から平成25年7月22日まで

5 権利行使についての条件

新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる3年間の期間中、分割して半年毎（1月1日及び7月1日）に行使権限が発生するものとします。ただし、それぞれの時点まで、被付与者が、当社又は関連会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントであり続けた場合に限るものとします。

新株予約権は当社の株式公開の日以後に限り、また、付与株式に関して公開引受会社又は適用ある法令・規則により課される規制に従う限りにおいて、行使できるものとします。

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができます。ただし、最終の分割行使の場合を除き、新株予約権の行使により発行される対象株式数が1株の整数倍となるように行使するものとします。

その他の条件については、当社と新株予約権の被割当者との間で締結されるストックオプション・プランに添付された「新株予約権付与契約」に基づき規定します。

6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行なう場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

新株予約権の権利行使価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てる。

行使期間、行使条件、取得条件他

株式交換又は株式移転に際して、当会社取締役会が決定する。

譲渡制限

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権（平成16年1月8日 臨時株主総会特別決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	250
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,750 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 19,075 (注)1
新株予約権の行使期間	平成16年1月15日から平成26年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,075 (注)1 資本組入額 9,538
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡し、又は質権その他の担保権を設定することはできない
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社は、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で1株を3株に株式分割いたしました。これにより、下記調整条項に従い、新株予約権の目的となる株式の数、権利行使価額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

記

(1) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

(2) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後権利行使価額 = 調整前権利行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

2 権利行使についての条件

新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる2年間又は3年間の期間中、分割して1年毎(1月1日)に行使権限が発生するものとします。ただし、それぞれの時点まで、被付与者が、当社又は関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントであり続けた場合に限るものとします。

新株予約権は当社の株式公開の日以後に限り、また、付与株式に関して公開引受会社又は適用ある法令・規則により課される規制に従う限りにおいて、行使できるものとします。

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができます。ただし、最終の分割行使の場合を除き、新株予約権の行使により発行される対象株式数が1株の整数倍となるように行使するものとします。

その他の条件については、当社と新株予約権の被割当者との間で締結される「新株予約権付与契約」に基づき規定します。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、又は当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行なう場合には、「新株予約権付与契約書」の記載に従い、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社又は当該承継会社に承継させることができる。

(2) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行なう場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

新株予約権の権利行使価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、取得条件他

株式交換又は株式移転に際して、当会社取締役会が決定する。

譲渡制限

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権（平成17年3月30日 第8期 定時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,234 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,702 (注) 1 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2 (注) 4
新株予約権の行使期間	(注) 5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

(注) 1 平成22年3月31日現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数の内訳は以下のとおりです。

	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる株式の数(株)
平成17年3月30日取締役会決議による付与	200.00	200.00
平成17年9月28日取締役会決議による付与	1,369.00	4,107.00
平成18年2月24日取締役会決議による付与	430.00	1,290.00
退職等の理由により消却	765.00	2,295.00
合計	1,234.00	3,302.00
株式分割による調整後の合計	-	3,702.00

なお、上記「株式分割による調整後の合計」の数は、平成17年8月19日付で実施した株式分割の結果調整されたものです(下記、「(注)4」参照)。

2 本新株予約権の行使時の払込金額は以下のとおりです。

	払込金額(円)
平成17年3月30日取締役会決議による付与	323,289
平成17年9月28日取締役会決議による付与	264,075
平成18年2月24日取締役会決議による付与	485,205

3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は以下のとおりです。

	発行価格(円)	資本組入額(円)
平成17年3月30日取締役会決議による付与	323,289	161,645
平成17年9月28日取締役会決議による付与	264,075	132,038
平成18年2月24日取締役会決議による付与	485,205	242,603

4 当社は平成17年8月19日付で1株を3株に株式分割いたしました。これにより、下記調整条項に従い、新株予約権の目的となる株式の数、権利行使価額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

記

(1) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

(2) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

5 本新株予約権の権利行使期間は以下のとおりです。

	権利行使期間
平成17年3月30日取締役会決議による付与	平成17年10月1日から平成23年9月30日まで
平成17年9月28日取締役会決議による付与	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで
平成18年2月24日取締役会決議による付与	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで

6 権利行使についての条件

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件については、当社第8期定時株主総会並びに平成17年3月30日開催の取締役会、平成17年9月28日開催の取締役会及び平成18年2月24日開催の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締

結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

7 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

株式交換及び株式移転における本新株予約権に係る義務の承継

(1) 当社は、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）に際して、株式交換契約書の記載に従い、本新株予約権に係る義務を本株式交換によって完全親会社たる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させることができる。

(2) 前号の場合における本新株予約権に係る義務の承継に関する決定の方針は以下のとおりとする。ただし、株式交換契約書において別に定める場合はこの限りではない。

1. 承継される新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の目的たる完全親会社の株式の種類
普通株式

2. 承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

承継時の承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数（以下「承継新株予約権目的株式数」という。）は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

承継新株予約権目的株式数 = 目的株式数 × 株式交換契約書に定める当社の株式1株に対する完全親会社の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）

3. 承継新株予約権の行使時の払込金額

承継新株予約権1個当たりの承継新株予約権の行使時の払込金額（以下「承継新株予約権払込金額」という。）は、当該時点における承継新株予約権1株当たりの払込金額（以下「1株当たり承継新株予約権払込金額」という。）に承継新株予約権目的株式数を乗じた金額とし、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継新株予約権払込金額は払込金額を上回らない。承継時の1株当たり承継新株予約権払込金額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$1 \text{ 株当たり承継新株予約権払込金額} = 1 \text{ 株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

なお、承継後の完全親会社の株式分割もしくは株式併合又は合併等における1株当たり承継新株予約権払込金額の調整は、上記(注)5に準じるものとします。

4. 承継新株予約権の行使期間

本株式交換の日から平成23年9月30日まで

5. 承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限

承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限は、上記「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

新株予約権（平成18年3月30日 第9期 定時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	459,948 (注) 2
新株予約権の行使期間	自平成20年3月31日 至平成24年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 459,948 (注) 1 資本組入額 229,974 (注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。 その他の条件については、当社第9期定時株主総会並びに平成18年4月27日開催の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後権利行使価額 = 調整前権利行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

- 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

株式交換及び株式移転における本新株予約権に係る義務の承継

- (1) 当社は、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）に際して、株式交換契約書の記載に従い、本新株予約権に係る義務を本株式交換によって完全親会社たる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させることができる。

- (2) 前号の場合における本新株予約権に係る義務の承継に関する決定の方針は以下のとおりとする。ただし、株式交換契約書において別に定める場合はこの限りではない。

1. 承継される新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の目的たる完全親会社の株式の種類
普通株式

2. 承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

承継時の承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数（以下「承継新株予約権目的株式数」という。）は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

承継新株予約権目的株式数 = 目的株式数 × 株式交換契約書に定める当社の株式1株に対する完全親会社の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）

3. 承継新株予約権の行使時の払込金額

承継新株予約権1個当たりの承継新株予約権の行使時の払込金額（以下「承継新株予約権払込金額」という。）は、当該時点における承継新株予約権1株当たりの払込金額（以下「1株当たり承継新株予約権払込金額」という。）に承継新株予約権目的株式数を乗じた金額とし、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継新株予約権払込金額は払込金額を上回らない。

承継時の1株当たり承継新株予約権払込金額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

1株当たり承継新株予約権払込金額 = 1株当たり払込金額 × $\frac{1}{\text{割当比率}}$

なお、承継後の完全親会社の株式分割もしくは株式併合又は合併等における1株当たり承継新株予約権払込金額の調整は、上記(注)2に準じるものとします。

4. 承継新株予約権の行使期間

本株式交換の日から平成24年9月30日まで

5. 承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限

承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限は、上記「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

新株予約権付社債（平成19年4月11日 取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,500
新株予約権の数(個)	1,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,140
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1、2、3	1株当たり 362,261
新株予約権の行使期間	平成19年5月16日から平成24年4月18日までの銀行営業終了時(チューリッヒ時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2、3	発行価格 362,261 資本組入額 181,131
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 その他の条件については、当社平成19年4月11日開催の取締役会決議に基づき承認された目論見書ならびに当社と買取人Nomura Bank(Switzerland) Ltd.との間で締結する「社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書」に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みにに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注)1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。(当社が単元株制度を採用した場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し1株未満の端数はこれを切り捨てる。)なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。
- 2 本新株予約権付社債の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、その額面価額は100万円とする。
- 3 転換価額は当初387,400円とする。転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行が行われる場合、当社が一定の基準を超える剰余金の配当(以下「特別配当」という。)を行う場合、その他本新株予約権付社債の要項が定める一定の場合にも適宜調整されることがある。

特別配当による調整

当社がある事業年度に関し当社普通株式1株当たりに対して支払った剰余金の配当(かかる配当の基準日が当該事業年度中に到来するものをいう。)の総額が、1,500円(転換価額の調整に伴い適宜調整される。)に下記のパーセント(当該事業年度に対応する数値)を乗じた金額を超えた場合には、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従って調整される。

2008年度	144%
2009年度	173%
2010年度	207%
2011年度	249%
2012年度	299%

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社がNomura Bank(Switzerland) Ltd.に対して、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨

の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)に従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は上記「(注)3.」と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 組織再編等の場合(当社及び承継会社等が上記()の代わりに本()の適用を選択した場合には、合併、株式交換又は株式移転の場合を含む。)には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日から当該効力発生日の14日後の日までの間の当社又は承継会社等が指定する日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

新株予約権付社債（平成21年2月24日 取締役会決議）

以下に記載する2012年、2013年、2014年及び2015年を償還期日とする各社債総額7億5,000万円の4つのシリーズによる社債総額合計30億円のユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行しました。

2012年満期シリーズAユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	750
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	21,904
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1、2、3	1株当たり 34,240
新株予約権の行使期間	平成21年3月12日から平成24年3月10日までに於ける当社の営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2013年満期シリーズBユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	750
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	21,904
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1、2、3	1株当たり 34,240
新株予約権の行使期間	平成21年3月12日から平成25年3月10日までに於ける当社の営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2014年満期シリーズCユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	750
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	21,904
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1、2、3	1株当たり 34,240
新株予約権の行使期間	平成21年3月12日から平成26年3月10日までに於ける当社の営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2015年満期シリーズDユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	750
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	21,904
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1、2、3	1株当たり 34,240
新株予約権の行使期間	平成21年3月12日から平成27年3月10日までに於ける当社の営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じた1株未満の端数は切り捨て、現金による調整はおこなわない。

2 本新株予約権付社債の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

3 転換価額は当初34,240円とする。本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他、一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

新株予約権（平成21年10月15日 取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)(注)6	2,010
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)6	20,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、6、7	当初 110,975
新株予約権の行使期間	平成21年11月2日から 平成23年11月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2、7、8	発行価格 - 資本組入額 -
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、発行会社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券に該当します。

2 本新株予約権の特質は以下のとおりです。

本新株予約権は、株価の下落により行使時の払込金額が修正されます。このため資金調達額が減少することがあります。

本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度

本新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)は、当初110,975円とするが、行使請求の効力発生日(修正日)の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正される。

行使価額の下限等

1) 修正後の行使価額が77,200円(下限行使価額)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

2) 資金調達額の下限については下限行使価額に発行株数を乗じた金額とした場合、1,930,000,000円となります。なお、本新株予約権は、当社が行使必要新株予約権数を指定しない場合等において行使されない可能性があります。

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております。

3 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取り決めの内容

当社は新株予約権の所有者に対し行使すべき本新株予約権の数を指定することができる。新株予約権の所有者は、これにかかる本新株予約権を行使必要期間内に行使するものとする。

4 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との取り決めの内容

当該取り決めはありません。

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合は、当社取締役会の承認を得るものとする。

6 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は10株とする。なお、新株予約権発行後、時価を下回り払込金額による普通株式の発行や株式分割により当社が行使価額の調整をおこなう場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

7 新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合

株式の分割により普通株式を発行する場合

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行または付与する場合

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

なお、行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- 8 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権付社債（平成22年3月10日 取締役会決議）

以下に記載する2012年、2013年、2014年及び2015年を償還期日とする各社債総額1億2,500万円の4つのシリーズによる社債総額合計5億円のユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行しました。

2012年満期シリーズ ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	125
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	3,650
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1、2、3	1株当たり 34,240
新株予約権の行使期間	平成22年3月26日から平成24年3月10日までに於ける当社の営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2013年満期シリーズ ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	125
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	3,650
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1、2、3	1株当たり 34,240
新株予約権の行使期間	平成22年3月26日から平成25年3月10日までに於ける当社の営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2014年満期シリーズ ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	125
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	3,650
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1、2、3	1株当たり 34,240
新株予約権の行使期間	平成22年3月26日から平成26年3月10日までに於ける当社の営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2015年満期シリーズ ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	125
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	3,650
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1、2、3	1株当たり 34,240
新株予約権の行使期間	平成22年3月26日から平成27年3月10日までに於ける当社の営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じた1株未満の端数は切り捨て、現金による調整はおこなわない。

2 本新株予約権付社債の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

3 転換価額は当初34,240円とする。本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他、一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年3月25日 (注)	6,385	133,601.00	249,972	1,650,502	249,972	1,618,297

(注) 有償第三者割当

発行価格 78,300円

資本組入額 39,150円

割当先 パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド

(5) 【大株主の状況】

平成22年3月25日付でパシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンドに対し、第三者割当増資を行ったため、以下のとおり大株主の異動がありました。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド	PO Box 472, 2nd Floor, Harbour Place, Grand Cayman, KY1-1106, Cayman Islands	6,385	4.77

(6) 【議決権の状況】

発行済株式

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 127,216	127,216	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	127,216	-	-
総株主の議決権	-	127,216	-

自己株式等

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

当該四半期累計期間における月別最高・最低株価

月別	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	100,000	90,000	79,800
最低(円)	80,600	71,500	68,200

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第1四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,731,005	3,894,775
売掛金	659,153	579,987
買取債権	254,355	243,827
未収入金	133,796	136,314
繰延税金資産	89,616	163,454
その他	2 1,192,165	2 1,149,027
貸倒引当金	274,260	269,400
流動資産合計	4,785,832	5,897,986
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2 11,732,340	2 11,805,759
工具、器具及び備品(純額)	29,448	30,866
土地	2 18,382,261	2 18,382,261
有形固定資産合計	1 30,144,050	1 30,218,887
無形固定資産		
ソフトウェア	3,208	3,897
無形固定資産合計	3,208	3,897
投資その他の資産		
投資有価証券	5,965,733	6,002,888
その他の関係会社有価証券	2 4,120,269	2 3,877,426
長期貸付金	1,999,160	2,019,943
敷金及び保証金	273,900	265,218
繰延税金資産	1,237,491	1,056,865
その他	2 168,648	2 180,240
貸倒引当金	11,370	11,370
投資その他の資産合計	13,753,833	13,391,214
固定資産合計	43,901,092	43,613,999
資産合計	48,686,925	49,511,985

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	892,730	1,339,592
1年内返済予定の長期借入金	21,407,128	-
未払金	209,622	349,027
未払法人税等	11,562	1,023,964
預り金	376,448	385,720
賞与引当金	75,000	80,000
その他	318,257	420,678
流動負債合計	23,290,749	3,598,983
固定負債		
社債	4,605,487	4,605,487
新株予約権付社債	5,000,000	4,500,000
長期借入金	-	21,581,341
匿名組合預り金	4,091,083	4,040,825
繰延税金負債	86,386	27,547
固定負債合計	13,782,956	34,755,202
負債合計	37,073,706	38,354,185
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,650,502	1,400,529
資本剰余金	1,618,297	1,368,324
利益剰余金	6,724,782	6,769,184
株主資本合計	9,993,581	9,538,038
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	651,168	654,173
為替換算調整勘定	416,537	437,703
評価・換算差額等合計	1,067,705	1,091,877
新株予約権	13,408	13,408
少数株主持分	2,673,932	2,698,229
純資産合計	11,613,218	11,157,799
負債純資産合計	48,686,925	49,511,985

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高	982,545	1,361,818
売上原価	283,005	183,809
売上総利益	699,539	1,178,008
販売費及び一般管理費	712,853	701,928
営業利益又は営業損失()	13,314	476,079
営業外収益		
受取利息	5,205	3,393
受取配当金	2,488	-
持分法による投資利益	4,706	-
その他	1,581	1,094
営業外収益合計	13,983	4,488
営業外費用		
支払利息	147,932	113,999
社債利息	5,178	22,986
社債発行費	14,042	4,242
資金調達費用	26,017	26,214
その他	2,094	5,568
営業外費用合計	195,264	173,010
経常利益又は経常損失()	194,595	307,556
特別利益		
社債償還益	822,500	-
貸倒引当金戻入額	-	1,069
その他	232	-
特別利益合計	822,732	1,069
特別損失		
固定資産除却損	-	373
投資有価証券評価損	11,233	-
事務所閉鎖損失	8,947	-
その他	856	-
特別損失合計	21,037	373
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	607,100	308,253
匿名組合損益分配額	15,654	23,658
税金等調整前四半期純利益	591,445	284,594
法人税、住民税及び事業税	259,622	213,910
法人税等調整額	34,840	52,165
法人税等合計	224,782	161,744
少数株主利益	28,004	40,036
四半期純利益	338,658	82,813

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	591,445	284,594
減価償却費	78,418	76,844
賞与引当金の増減額(は減少)	6,750	5,000
貸倒引当金の増減額(は減少)	25,754	4,860
営業受取利息	153,413	111,139
受取利息及び受取配当金	7,694	3,393
支払利息及び社債利息	153,110	136,986
社債償還益	822,500	-
営業投資有価証券評価損	69,814	-
固定資産除却損	-	373
投資有価証券評価損益(は益)	11,233	-
売上債権の増減額(は増加)	75,800	76,835
未収入金の増減額(は増加)	13,868	28,753
未収消費税等の増減額(は増加)	94,549	2,856
未払金の増減額(は減少)	12,089	195,802
未払消費税等の増減額(は減少)	12,310	39,355
預り金の増減額(は減少)	111,796	9,271
匿名組合分配損益(は益)	364,826	116,571
匿名組合損益分配額	15,654	23,658
営業利息の受取額	173,188	106,725
その他	30,870	12,550
小計	441,443	32,513
利息及び配当金の受取額	5,786	12,625
利息の支払額	158,968	210,135
法人税等の支払額	238,012	1,173,922
営業活動によるキャッシュ・フロー	50,248	1,338,919
投資活動によるキャッシュ・フロー		
その他の関係会社有価証券の取得による支出	65,982	257,330
その他の関係会社有価証券の売却及び償還による収入	79,029	93,787
匿名組合出資金の払戻による収入	19,529	80,132
信託受益権の償還による収入	17,973	12,525
出資金の払込による支出	-	15,000
貸付金の回収による収入	20,000	20,774
その他	1,300	10,470
投資活動によるキャッシュ・フロー	71,850	75,581
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	247,000	446,862
長期借入金の返済による支出	-	174,213
社債の発行による収入	2,997,300	500,000
社債の償還による支出	1,527,500	-
株式の発行による収入	-	499,945
配当金の支払額	-	108,669
少数株主への配当金の支払額	74,510	60,656
匿名組合出資者からの払込による収入	-	36,579
その他	58,382	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,089,907	246,123
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,974	4,606
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,221,980	1,163,770
現金及び現金同等物の期首残高	3,061,257	3,894,775
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	4,714	-

現金及び現金同等物の四半期末残高

4,278,524

2,731,005

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

1 連結の範囲に関する事項の変更

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項の変更

該当事項はありません。

3 会計処理基準に関する事項の変更

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 平成22年3月31日	前連結会計年度末 平成21年12月31日
1 有形固定資産の減価償却累計額 730,936千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 655,783千円
2 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりであります。 担保に供している資産	2 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりであります。 担保に供している資産
流動資産その他 499,002千円	流動資産その他 483,547千円
建物 11,662,482千円	建物 11,733,317千円
土地 18,382,261千円	土地 18,382,261千円
その他の関係会社有価証券 0千円	その他の関係会社有価証券 0千円
投資その他の資産その他 3千円	投資その他の資産その他 1千円
計 30,543,749千円	計 30,599,127千円
担保に係る債務	担保に係る債務
1年内返済予定の長期借入金 21,407,128千円	長期借入金 21,581,341千円
社債 4,605,487千円	社債 4,605,487千円
計 26,012,615千円	計 26,186,829千円
なお、上記借入金及び社債はノンリコース・ローン(責任財産限定型債務)及びノンリコース・ボンド(責任財産限定型社債)であります。当該ノンリコース・ローン及びボンドは、当社グループが運用するファンドの資産及び資産の収益のみを返済原資とするものであります。	なお、上記借入金及び社債はノンリコース・ローン(責任財産限定型債務)及びノンリコース・ボンド(責任財産限定型社債)であります。当該ノンリコース・ローン及びボンドは、当社グループが運用するファンドの資産及び資産の収益のみを返済原資とするものであります。
上記の他、連結上消去したその他の関係会社有価証券2,966,904千円を担保に供しております。	上記の他、連結上消去したその他の関係会社有価証券2,980,579千円を担保に供しております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。
役員報酬 54,977千円	役員報酬 59,734千円
給与手当 265,441千円	給与手当 280,396千円
賞与引当金繰入額 43,749千円	賞与引当金繰入額 75,000千円
顧問料 52,413千円	顧問料 27,463千円
地代家賃 59,465千円	地代家賃 57,330千円
支払手数料 63,081千円	支払手数料 59,813千円
貸倒引当金繰入額 25,754千円	貸倒引当金繰入額 5,929千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 4,278,524千円	現金及び預金 2,731,005千円
現金及び現金同等物 4,278,524千円	現金及び現金同等物 2,731,005千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期連結会計期間末(株)
普通株式	133,601

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当第1四半期連結会計期間末残高(千円)
提出会社	2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付した新株予約権	普通株式	4,140	
	2012年満期シリーズAユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	21,904	
	2013年満期シリーズBユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	21,904	
	2014年満期シリーズCユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	21,904	
	2015年満期シリーズDユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	21,904	
	行使価額修正条項付新株予約権	普通株式	20,100	11,256
	2012年満期シリーズユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	3,650	
	2013年満期シリーズユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	3,650	
	2014年満期シリーズユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	3,650	
	2015年満期シリーズユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	3,650	
	ストック・オプションとしての新株予約権			2,152
	合計			126,456

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年3月30日 定時株主総会	普通株式	127,216	1,000	平成21年12月31日	平成22年3月31日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年3月25日付けで、パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンドから第三者割当増資の払い込みを受けました。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本金が249,972千円、資本準備金が249,972千円増加しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

	不動産投資顧問事業 (千円)	債権投資・ 管理回収事業 (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	790,717	191,827	982,545	-	982,545
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	790,717	191,827	982,545	-	982,545
営業利益又は損失()	33,678	87,563	53,885	(67,199)	13,314

当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	不動産投資顧問事業 (千円)	債権投資・ 管理回収事業 (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,167,880	193,937	1,361,818	-	1,361,818
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	1,167,880	193,937	1,361,818	-	1,361,818
営業利益	503,328	70,100	573,429	(97,350)	476,079

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な業務内容

(1) 不動産投資顧問事業.....不動産ファンドの組成及び管理事業

(2) 債権投資・管理回収事業.....債権ファンドの組成及び債権の管理回収

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	679,152	303,392	982,545	-	982,545
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	9,175	-	9,175	(9,175)	-
計	688,327	303,392	991,720	(9,175)	982,545
営業利益又は損失()	239,126	293,011	53,885	(67,199)	13,314

当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,028,683	333,134	1,361,818	-	1,361,818
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	11,009	-	11,009	(11,009)	-
計	1,039,692	333,134	1,372,827	(11,009)	1,361,818
営業利益	253,307	320,122	573,429	(97,350)	476,079

(注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米.....米国

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

	北米	計
海外売上高(千円)	304,714	304,714
連結売上高(千円)		982,545
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	31.0	31.0

当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	北米	計
海外売上高(千円)	334,271	334,271
連結売上高(千円)		1,361,818
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	24.5	24.5

(注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米.....米国

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
1株当たり純資産額 66,809円96銭	1株当たり純資産額 66,392円29銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額 2,787円17銭 なお、潜在株式調整 後1株当たり四半期純 利益金額については、 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 潜在株式が存在するも の、潜在株式調整後 の計算結果が純損失と なるため、記載してお りません。	1株当たり四半期純利益金額 648円44銭 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 378円95銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	338,658	82,813
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	338,658	82,813
期中平均株式数(株)	121,506	127,713
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	13,630
(うち支払利息)	(-)	(13,630)
普通株式増加数(株)	-	126,790
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	(注)	

(注) 平成19年4月11日 取締役会決議 2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 9,421株、平成21年2月24日 取締役会決議 2012年満期シリーズAユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債 21,904株、2013年満期シリーズBユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債 21,904株、2014年満期シリーズCユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債 21,904株及び2015年満期シリーズDユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債 21,904株
なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

(多額な社債の繰上償還)

当社発行の2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債につき、本社債の所持人の選択に基づくプット・オプションの行使を受け、以下のとおり繰上償還を行っております。

(1) 償還する社債の銘柄、償還額

2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 1,500,000千円

(2) 償還の時期

平成22年4月30日

(3) 償還のための資金調達の方法

平成22年3月10日開催の取締役会決議に基づく、第三者割当による新株式の発行及び転換社債型新株予約権付劣後社債の発行並びに手元資金によります。

(4) 社債の減少による支払利息の減少見込額

利息を付さない社債であるため、減少見込額はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月13日

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 昌平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永野 隆一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月14日

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 昌平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永野 隆一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月30日に2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を繰上償還している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。